

2024年2月21日

株式会社ダイブ

代表取締役社長 庄子 潔

問合せ先： 取締役 管理本部長 山本 拓嗣 03-6311-9833（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主をはじめ顧客、従業員ひいては社会全体との共栄及び当社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。このためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識しており、法令及び社内規程等を遵守する企業倫理の確立、経営の健全性・透明性・迅速性を実現する業務執行体制の確立、取締役会を中心とした適正な監督・監視体制の整備等に継続的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
庄子 潔	1,450,745	60.45%
合同会社なかなか	758,740	31.61%
ダイブ従業員持株会	65,910	2.75%
SBI4&5 投資事業有限責任組合	51,075	2.13%
SBI4&5 投資事業有限責任組合 2号	31,530	1.31%
合同会社ノットカンパニー	12,000	0.50%
西江 肇司	12,000	0.50%
株式会社ディ・ポップスグループ	12,000	0.50%
野方 慎太郎	6,000	0.25%

支配株主（親会社を除く）名	庄子 潔
---------------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>現時点において支配株主との取引は該当ありませんが、将来においてやむを得ず支配株主と取引を開始する際には、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行って参ります。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<p>記載事項はありません。</p>

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口 豪志	他の会社の出身者								△			
山中 哲男	他の会社の出身者											
岩井 裕之	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 豪志	○	<p>同氏は、当社役職員向けの講演登壇にかかる取引がありました。</p> <p>2018年12月期に500千円の取引がございましたが、当該取引は同年における売上高の0.007%であります。</p> <p>取引の規模に照らして、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。</p>	<p>同氏は、スタートアップ企業の支援や経営の経験が豊富であり、企業経営に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
山中 哲男	○	—	<p>同氏は、他企業において社外取締役としての経験を有しており、またコンサルティング経験及び、経営者としての経験が豊富であり企業経営に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
岩井 裕之	○	—	<p>同氏は、上場企業における経営者としての豊富な知見を有しており、企業経営に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、社外取締役が過半数となるよう構成することを原則としております。指名報酬委員会は年に2回以上開催し、その権限及び役割は、代表取締役を含む取締役の選解任や報酬制度の設計や報酬額の決定等について取締役会からの諮問を受け、それに対する答申を行うこととしております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	上限の定めはない
監査役員の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は定期的に会議を開いて相互に協力し、監査役と会計監査人は会計監査の品質向上を図り、監査役と内部監査担当者は、経営または業務全般の監査の品質向上を図っております。

具体的には以下の連携を行っております。

・監査役と内部監査担当者との連携

日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあっております。

・監査役と会計監査人との連携

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

・内部監査担当者と会計監査人との連携

必要に応じ会合を持ち、内部統制の整備状況の相互確認を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉野 公浩	弁護士										△			
榊 正壽	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉野 公浩	○	<p>同氏が、代表弁護士を務める弁護士事務所は当社の顧問弁護士でありましたが、社外監査役就任前の2019年2月をもって同事務所との顧問弁護士契約は解消しております。</p> <p>2013年12月期に209千円、2014年12月期に549千円、2015年12月期に600千円、2016年12月期に1,000千円、2017年12月期に1,800千円、2019年3月期に2,250千円の取引がございました。</p> <p>現在、顧問弁護士契約は終了しており、また取引の規模に照らして、社外監査役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。</p>	<p>同氏は、弁護士として高い専門性と豊富な経験を有しており、法務面やコーポレートガバナンス体制の強化を図るとともに、企業法務に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
榊 正壽	○		<p>同氏は、公認会計士として高い専門性と豊富な経験を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員資格を満たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

長期的な業績及び企業価値の向上に対する一層の意欲及び士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

付与数については役職や今後の当社への業績貢献の期待、企業価値向上の寄与等に応じて決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別情報の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しています。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、その過半数が社外役員で構成されております。同委員会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下の通り定めております。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定に当たっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、決定することとする。

b. 業務執行を担当する取締役の報酬

i. 短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること

ii. 社内外からの優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

iii. 在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

c. 業務執行を担当しない取締役の報酬

- i. 経営一般の監督機能等を適切に発揮できるよう、経営側の意向に左右されない、独立性を担保できる報酬構成であること
- ii. 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
- d. 報酬の決定プロセス

当社は取締役の報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役 岩井裕之を委員長とし、代表取締役社長 庄子潔、社外取締役 山中哲男で構成されております。

取締役会は、指名報酬委員会に対し、取締役の報酬等の体系、水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しております。

取締役各個人に支給する報酬等の額は、指名報酬委員会を構成する各委員の評価を経て、取締役会が決議し決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは経営企画部が行っております。取締役会での活発な議論や意見交換を促すために資料の事前配布を実施するなどして、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保し、当社の情報把握や情報共有ができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

②監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として毎月開催される監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は監査役会で立案した監査計画に従い、取締役の業務の執行状況の監査を行っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき稟議書等の重要文書の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の会計方針及び業務内容に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

④内部監査担当者

当社は代表取締役直轄の内部監査担当者が内部監査計画に従い、当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換をおこなっており、効率的な監査に努めております。

⑤経営会議

当社は週に1度経営会議を開催し、各部門からの詳細な業務進捗状況の報告及び課題の共有により、迅速な意思決定を可能にし、重要案件に関しては取締役会での決議事項として上程しております。

⑥リスク・コンプライアンス委員会

当社は持続的な成長を確保するため「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、リスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1度開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

⑦指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役3名）で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について意思決定を行っております。また、監査役会は、豊富な業界経験や会計・税務及び法務についての幅広い見識を有する監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、取締役会等の重要会議への出席を通じて取締役の業務執行を監査しております。

現体制によって当社の経営上の迅速な意思決定や決定機関の機動性、並びに中立的な監視により経営の健全性を堅持するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図るとともに、株主の利便性を考慮し、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席頂くため、集中日を避けた日程で開催するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、株主構成に占める海外投資家の比率が増加した場合には検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的を開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を年度決算終了後及び各四半期決算終了後に開催することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、株主構成に占める海外投資家の比率が増加した場合には検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトにて「IR情報」として、開示を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、法令、条例及び社内規程に基づいたルールを遵守し、株主、取引先等のステークホルダーの信頼を得ることが、最も重要な事項であると考えております。当社では「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の確立を図っております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社において短期、中期及び長期にわたり経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組については、「サステナビリティ基本方針」を制定のうえ、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）の観点から評価し、SDGs 推進と関連して対処しております。</p> <p>E（環境）については、温暖化・気候変動等に起因する大規模自然災害を事業環境に関するリスクと捉え、「自社運営グランピング施設の脱プラスチック」「就業環境における省エネルギーの推進、温室効果ガスの削減」といった事業活動における環境負荷の低減に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>S（社会）については、人材不足による派遣スタッフ等の確保難を事業に関するリスクと捉え、労働環境に配慮し「格差のない平等な外国人就労支援」「リゾートバイトにおける LGBT の方への配慮」等、多様な人材が安心・安全に活躍できる場の創出を推進しております。</p> <p>G（ガバナンス）については、法令・コンプライアンス違反を経営・組織に関するリスクと捉え、「コーポレート・ガバナンス体制の強化」「役職員のコンプライアンス推進」等、持続的な成長及び企業価値の向上を実現に向けた経営の透明性と健全性の確保、経営体制のさらなる強化と、会社の成長ステージに応じた経営体制・ガバナンスを構築してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的に情報開示を行う方針です。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力排除宣言」を行い、これを遵守することとしております。反社会的勢力排除に対する対応方法等については、役職員に対しては当社のイントラネット上にて「反社会的勢力対策規程」を掲げ周知を行っており、徹底した対応を行っていく方針であります。また、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

当社は、反社会的勢力に対する対応部署を総務部とし、責任者は総務部長が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、総務部にて対応を検討いたします。

また、当社は、総務部長を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として選任しており、必要に応じて、総務部長は、当該責任者として受講すべき講習を受講する等して必要な知識及び対応方法等の習得に努めるとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。

更に、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

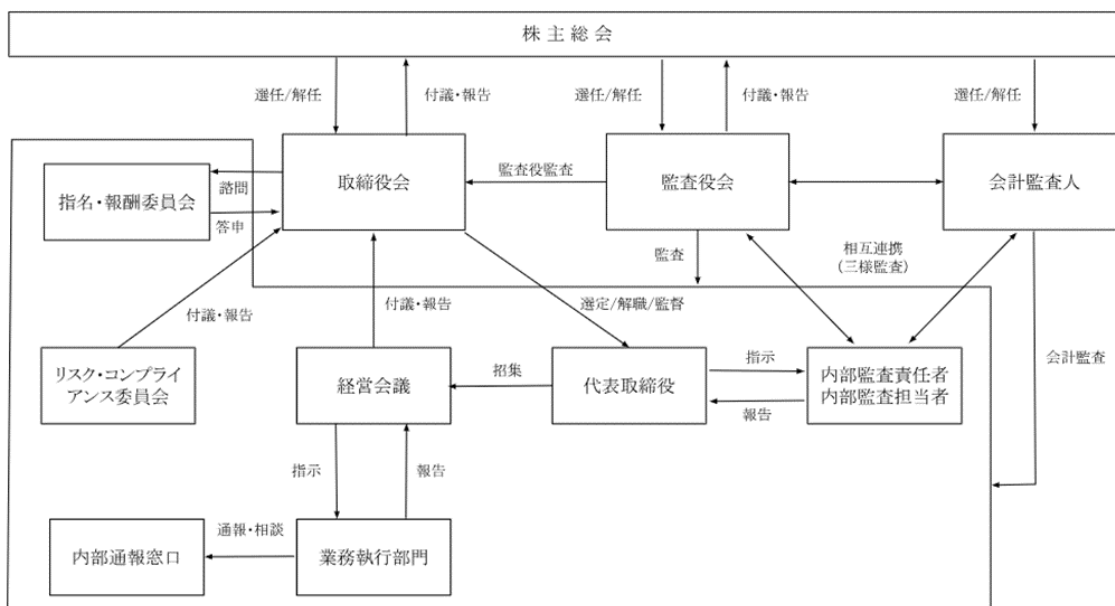
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

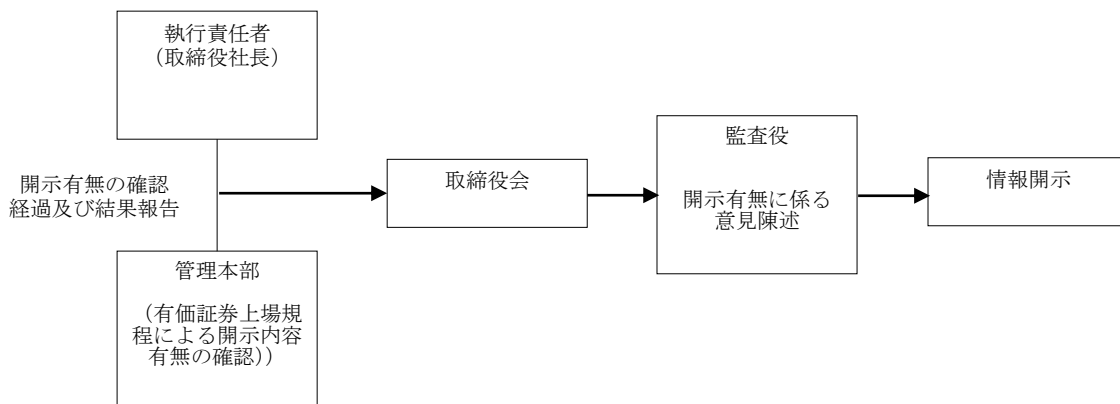
—

【模式図(参考資料)】

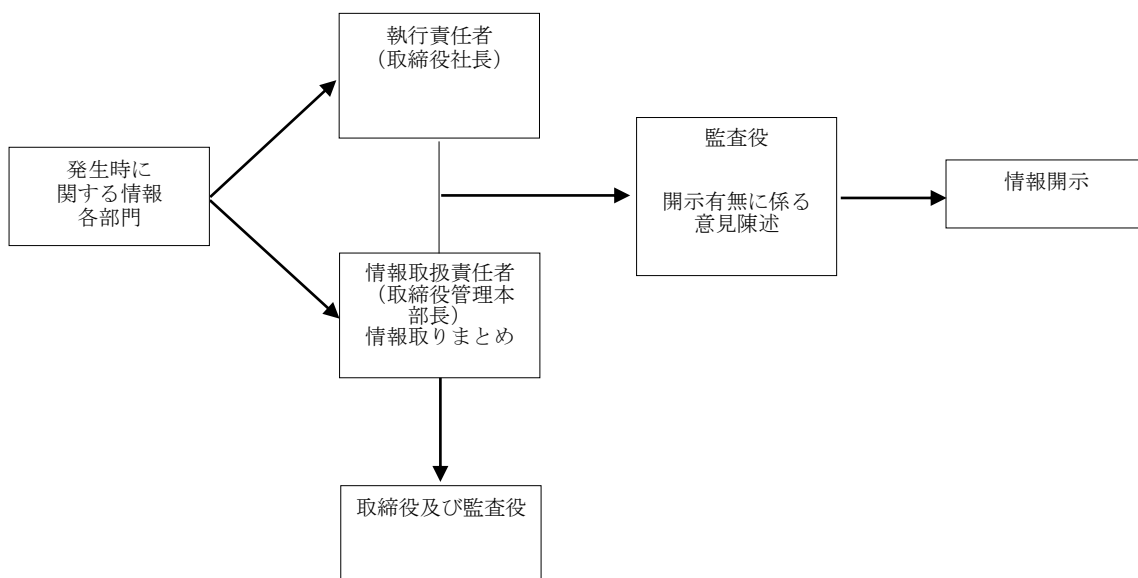


【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・決算情報 >



< 発生事実 >



以上